

みんなの夢をはぐくむ交付金

自治会や市民活動団体（NPO法人を含む）が平成25年度中に行う営利を目的としない自主的な公益活動に対して、みんなの夢をはぐくむ交付金を交付します。

☎市民協働推進課 ☎295015

いわくに市民活動支援センター ☎440288

総合支所地域振興課



趣旨 市民活動団体に対して「みんなの夢をはぐくむ交付金」を交付することで、市民活動の活性化および団体の育成を図ります。	交付金額 経費の3分の2（30万円を上限） ※活動に必要な経費（消耗品、印刷代、燃料、備品など）に対し交付金を交付します。 ※1団体につき1事業	申請期間 4月1日～5月31日	対象団体 次の要件などを満たしている団体 ○主たる事務所が市内にあること ○5人以上の構成員により組織されていること ○組織の運営に関する規約などの定め
があること ○事業計画および事業報告ならびに予算および決算を書類により示すことができること ○1年以上継続して活動を行っていること、または行う見込みがあること	対象事業 次の要件を全て満たしている事業 ○団体が自ら企画および実施する新規の事業 ※既存の事業であっても、新たな企画が加わるなどにより事業が拡充または改善される事業でも可 ○市民活動の主たる効果が市内で生じる事業 ○岩国市のほかの補助金や委託料の交付を受けていない事業 ○平成26年3月31日までに完了する事業 対象事業には次のものがありま ①保健、医療または福祉の増進を図る活動 ②観光の振興を図る活動		

- ③まちづくりの推進を図る活動
 - ④地域安全活動
 - ⑤子どもの健全育成を図る活動
- ※団体が自由なテーマで事業を実施する「団体提案型事業」のほか、市が設定した仕様書に沿って事業を行う「市提案型協働事業」があります。

申請方法

申請書に必要事項を記入し、直接、市民協働推進課、総合支所地域振興課、いわくに市民活動支援センターへ提出

※申請様式は各申請窓口で取得、または市ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

申請書類の審査またはプレゼンテーションによる審査

注意事項

必ず、事業実施前（計画の段階）に申請してください。事業終了後の申請は、交付の対象になりませんので注意してください。

詳細は、市ホームページまたは各申請窓口へ問い合わせください。